

# 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討WG ご説明資料

2021年6月23日  
ヤフー株式会社

- ① 利用者情報の取扱いについて（主に同意の取得方法、取得情報及び収集方法、取得情報の利用目的、第三者提供、規約を改定した際の利用者への通知、透明性の確保）
- ② ターゲティング広告及びオプトアウトについて（主にターゲティング広告の運用及びユーザへの理解促進の取組、オプトアウトの機会の提示方法）
- ③ 当社における広告審査及び不適切な広告の排除への取組状況

1. Yahoo! JAPANの紹介
2. お客様のデータに関する大前提と体制
3. 利用者情報の取扱いについて
4. 広告審査・不適切な広告排除の取組み

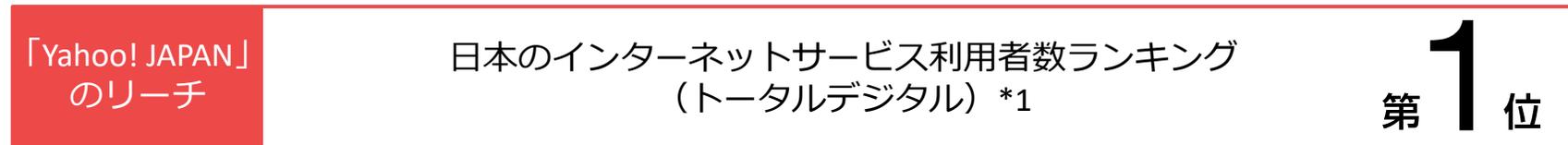
# Yahoo! JAPANの紹介

多様なサービス、膨大な利用者数、マルチビッグデータを保有する  
**国内最大級インターネット企業**

ユーザーアクションを一気通貫でおさえるサービス群



国内最大の利用者基盤



質の高いマルチビッグデータ



\*1 PCとスマートフォンの重複を除いた「トータルデジタル」でのリーチ(利用者数)  
出典：ニールセンデジタル(株) ニールセンデジタル コンテンツ視聴率(2020年4月)

2018年1月24日

## 「データの会社を目指す」



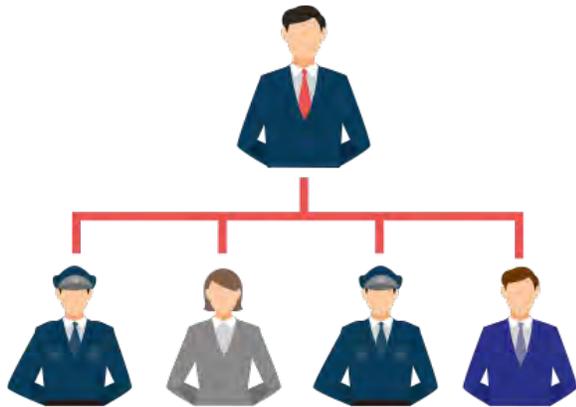
# お客様のデータに関する大前提と体制



## お客様のプライバシー保護が第一です

お客様がYahoo! JAPANのサービスをご利用いただくことで生まれたデータは、お客様のものであると私たちは考えています。お客様のプライバシーを尊重することはもちろんのこと、さらにそのプライバシーを守ることも、私たちの使命です。お客様のプライバシーに対する私たちの考え方について、より詳細な情報を[プライバシーセンター](#)で公開しています。また、[情報セキュリティ](#)の向上にも日々取り組んでいます。

## CDO・DD体制



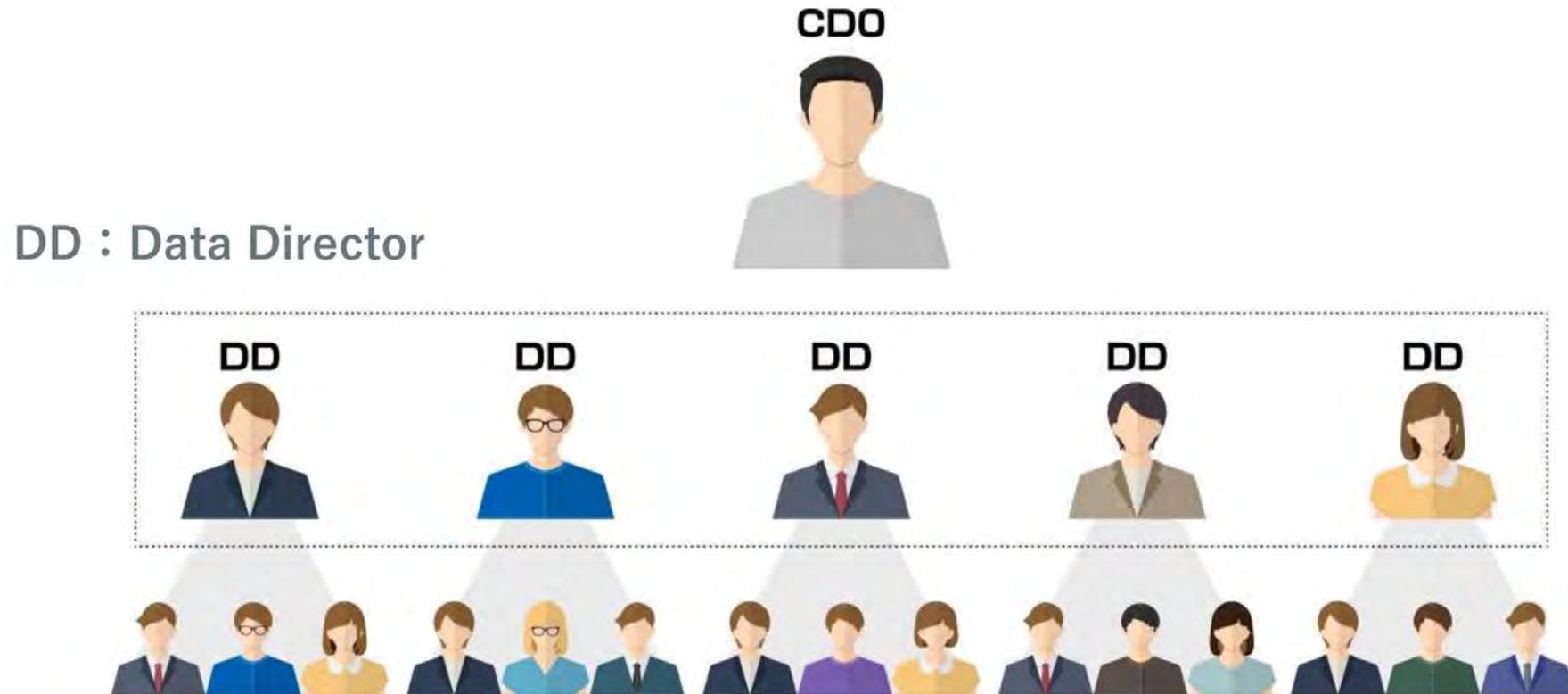
## DPOの設置



## アドバイザリーボード



法令を遵守しプライバシーに配慮したデータの利活用を推進するために、CDO（最高データ責任者）とサービスごとのDD（データ責任者）を設置。



- データの適切な活用によって、これまで解決できなかった社会課題の解決や、より豊かな生活が実現することについて、社会の期待は高まってきている。
- この期待にいかに適切に応えていくのかが、社会の一員としてヤフーが受け入れられるか否かを決する。
- 他方人々のプライバシーの保護に対する要請は近年特に高まってきており、これへの適切な配慮が不可欠。
- DPOの設置は、これらの流れの中にあるもの。個人情報やプライバシーに関する知見を十分に有し、社内のデータの取り扱いに関する状況等を把握している者が、サービスや機能の設計の段階から、第三者的・中立的な立場で監視・助言することで、より適切なデータ利活用を実現させることを目的とする。また、これらの活動をとおしてプライバシーへの適切な配慮を企業のスタンダードとして定着させていく役割を担う。個人情報保護委員会などの監督官庁の対応窓口などの役割も担う。

- 1) 法令の遵守、プライバシーリスクへの十分な配慮、お客様の不当な不利益の排除
  - ・ 関連法令を確実に遵守することが、まずはスタートライン。
  - ・ 本人のプライバシーにどのような影響を与え得るのか、という観点での検討
    - ※ 通常知られたくない事実、不当な差別的取扱いにつながる情報、思想信条に関わる情報などの取り扱いはないか、人生を左右するような重大な局面におけるデータの利用でないか。
  - ・ お客様に一方向的に情報を提供させていないか、お客様にメリットがあるのか
- 2) コンテキストにあった取得と利用
- 3) 透明性、アカウントビリティの確保
  - ・ お客様が予期しないデータの取得や利用は炎上リスクと独禁法違反リスク
  - ・ データの利用方法等について、分かりやすく説明することが重要。
- 4) 本人への選択権の提供
  - ・ 本人に選択肢を提供することは強力なリスクヘッジになる。ただし、実質的に選択できる状態を担保することが必要
- 5) **ガバナンス体制の構築**
  - ・ **以上が組織的に担保される仕組みの構築が必要**



その仕組みの1つとして、「プライバシーに関するアドバイザリーボード」を設置

## 委員、アジェンダ、主なご意見と対応をプライバシーセンターで公表

### 委員（敬称略・五十音順）

- 川口 洋  
（株式会社川口設計 代表取締役）
- 穴戸常寿  
（座長・東京大学 大学院法学政治学研究所 教授）
- 庄司昌彦  
（武蔵大学 社会学部 教授）
- 鈴木正朝  
（新潟大学 大学院現代社会文化研究科 / 法学部 教授、理化学研究所 革新知能統合研究センター 情報法制チームリーダー）
- 長田三紀  
（情報通信消費者ネットワーク）
- 森 亮二  
（英知法律事務所 弁護士）

#### 第1回（2019年8月15日）

##### 1. プライバシーポリシーの改定について

（主なご意見と対応）



グループ企業連携は個社ごとにコントロールできるようにすべき。

##### ご指摘への対応

個社ごとに連携のオンオフを設定できるようにすることとしました。



プライバシーポリシーの説明について、使われている用語が何を指すのかわからず、また、似た概念が登場してわかりにくい。

##### ご指摘への対応

記述を見直し、図などを用いてできる限りわかりやすく説明することとしました。



データ利用の目的をもっとわかりやすく記載すべき。

##### ご指摘への対応

プライバシーポリシーの該当部分からプライバシーセンターを参照しやすくするとともに、プライバシーセンターで丁寧に説明することとしました。